

# 尖閣諸島問題における主権国家の危機に関する一考察

山田吉彦

(公益財団法人国家基本問題研究所理事  
東海大学海洋学部教授)

## 1. 主権を侵される日本

主権国家の三要素としては、領土、国民、主権があげられる。国家としては、国民が暮らし、最高の権力である主権が行使される「器」である領土が基礎となる。その領土の保全に関して、日本は、主権国家としては、あまりにも鷹揚に構えているように感じられる。実際に他国に主権を奪われる事例を抱えているのだ。北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）は、第二次世界大戦の終戦直後、ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）により軍事侵攻を受け、現

在はソ連の権益を受け継いだロシアに実効支配され、日本人が自由に立ち入ることすらできない。また、日本海に浮かぶ竹島は、一九五二年一月、韓国の李承晩大統領が、「李承晩ライン」と呼ばれる専管水域を一方的に宣言し、軍事占領し現在に至っている。一九五一年に締結した第二次世界大戦の講和条約であるサンフランシスコ平和条約において、竹島は日本の領土として国際的に認められており、それに異を唱える韓国は、同条約が一九五二年四月に発効する前に、国際法を無視し、強引に竹島を占領し同国の支配地域に組み入れたのである。当時の日本は、第二次世界大戦の敗戦処理により、対抗する力を持たず、領土の侵略を阻止できなかったのである。

そして、現在では、中華人民共和国が、「中華民族の偉大なる復興」を掲げ、海洋侵出を続けている。南シナ海では、そのほぼ全域を「九段線」で囲み海洋領土と位置づけ、人工島を拠点とした海洋支配体制を構築しようとしている。東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を公然と主張するようになり、準軍事機関である中国海警局（中国人民武装警察部海警総隊）の武装した公船が連日、尖閣諸島海域に出没し、頻繁に領海侵犯を繰り返している。しかし、日本は海上保安庁により退去を促すに止め、外交的に抗議をしても中国に対して抑止効果も発揮できていないのが現状である。

日本が第二次世界大戦の敗戦の呪縛を乗り越え、次世代に向け主権国家として権威を確立するためには、主権国家の三要素の一つである「領土」を再考し、威厳を持ち対処しなければならぬ。

## 2. 尖閣諸島の占有

### 2. 1 日本固有の領土である尖閣諸島

尖閣諸島は、疑う余地のない日本固有の領土である。日

本政府は、一八九五（明治二八）年一月一四日、国際的な慣習に基づき十年にわたる調査を行い、いずれの国の管轄にも属さないことを確認し、閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入することとした。

尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する魚釣島、久場島、北小島、大正島、南小島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬等からなる島々の総称である。

福岡県出身の商人である古賀辰四郎氏は、一八八四（明治一七）年、台湾への商業航路上にある尖閣諸島の開拓を検討し、同年、久場島に探検隊を派遣した。翌年、魚釣島を訪れた沖縄県在住の石沢兵吾は、魚釣島に数万羽のアホウドリが営巣していることを確認し、その後、古賀氏の関係者が羽毛を採取し、商業化の可能性を模索した。その結果、欧米人に高額で買い取られることが判明し、尖閣諸島の開拓の望みを強く持った。

古賀氏から開発許可を求められた沖縄県当局は、政府に対し、領土と認定することを打診した。一八八五年、山県有朋内務卿は、「清国所屬の証拠は少しも相見え申さず」と井上馨外務卿に書簡を送り意見を求めるとともに、領土であることを示す国標建設の内命を発したが、井上外務卿

は、清国の疑惑を招く必要があるとして不同意の意向を示していたと言われる。そのため、沖繩県は政府と調整し、再三にわたり同諸島を調査した。十年間にわたる調査の結果、同諸島が無人島であり、清国を始めとしたいずれの国の支配も及んでいない無主地であることを確認した。現在、外交において後手に回ることが多い日本の外務省の慎重かつ消極的な姿勢は、明治中期に既に起きていたようだ。

そして、一八九三年一月、尖閣諸島周辺で漁業を行う者が多くなり、安全の確保と不法操業の取り締まりの必要性から、同諸島を明確に沖繩県に編入するように沖繩県知事から、政府に対し要望が出された。その結果、一八九五年一月一日、前述の閣議決定がなされたのである。

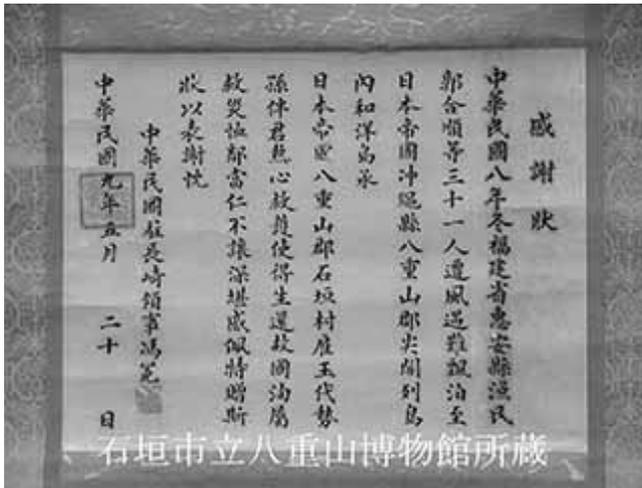
領土編入の翌一八九六年、かねてより同諸島の開拓を希望していた古賀氏に、魚釣島、久場島、北小島、南小島の四島を三〇年間の期限を設け無償貸与され、同諸島の開拓がはじまった。一八九七年には、漁業者など三五人の入植が記録されている。古賀氏により開拓が始められた当初は、アホウドリを捕獲し羽毛を採取することが主要な産業だった。年間一五万羽から一六万羽のアホウドリが捕獲され、その乱獲により、昭和一四年（一九三九）年の調査では、

魚釣島、北小島、南小島では、アホウドリの姿を確認することができないほど、減少していた。

また、古賀氏は、一八九二年に無人島であった大東諸島（南大東島、北大東島）の開発許可を得ている。大東諸島は、一九〇〇年に玉置半右衛門の経営する玉置商会に開発権が移譲され、開拓が始まっている。古賀氏は、日本の無人島の活用の先駆者であった。

## 2. 2 先占の法理による尖閣諸島の領有

いずれの国にも属さない無主の地に対し、他国に先んじて支配することによって自国の領土とすることを「先占」と呼ぶ。国際的に領土取得のあり方、無主地先占として認められ、「先占の法理」と呼ばれている。他国による実効支配が及んでいない土地を領土に編入する際にも適応される理論である。一九世紀後半以降、国際慣習として先占には、実効支配が必要であるとされている。土地を実際に占有し、国家の権力の下にその土地を有効に支配することが求められる、そのために土地を管理する行政機関、秩序を維持するための警察機関の設置、さらに他国、他機関からの侵攻から土地を守る防衛組織も重要となる。



中華民国から贈られた感謝状（出典・尖閣諸島資料ポータルサイト）

日本は、一八九五年に尖閣諸島を先占の法理に基づき、領土に組み入れている。この段階で、他国からの異議は存在していない。

中国が尖閣諸島を日本領であると認識していた証拠は数

多く残されている。その一つが、一九二〇（大正九）年に、長崎駐在中華民国領事により送られた感謝状である。現在、石垣市八重山博物館などに保管されている。

一九一九（大正八）年、尖閣諸島魚釣島付近で遭難し、魚釣島に漂着した中国福建省の漁民三人を、魚釣島の住人が救助した。救助された漁民は、石垣島経由で全員無事に本国に送り届けられた。そこで、翌一九二〇年五月二〇日付けで、中華民国領事は石垣村長宛を始めとした七通の感謝状を贈っている。この感謝状には、遭難場所を「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島（現在の魚釣島）」と表記されている。当時は、中国当局も尖閣諸島が日本領という認識だった現れである。

古賀氏は、尖閣諸島周辺海域がカツオの好漁場であることに着目し、鯉節工場を建設した。同諸島は、一九〇九年に最盛期を迎え、九九世帯二四八人が居住していた。

三〇年の無償貸与期間終了後は、単年契約の有償貸与に改められた。その後、一九三二（昭和七）年に古賀氏の後継者である古賀善次氏に払い下げられ、魚釣島、久場島、南小島、北小島の四島は私有地となった。この時の払い下げ金額は、推定一万五千元（七〇〇万円ほどの価値）であ

った。その後、一九七二年、この四島は、古賀氏から埼玉県在住の栗原氏に売却されている。

そして、二〇一二年、民主党政権下の日本政府は、魚釣島、南小島、北小島の三つの島を栗原氏より二〇億五千万円で購入している。久場島は、現在も栗原氏の親族が個人所有している。久場島は、政府が借り受け、大正島とともに米軍の射爆練習場となっている。ただし、両島ともに一九七八年以降、射爆場としては実用されていない。

歴史を確認すると、一九四〇（昭和一五）年、戦時体制となり燃料の欠乏などがあり、鯉節工場が閉鎖され、全島民は尖閣諸島を離れ、同諸島はすべて無人島となった。

一九四五（昭和二〇）年八月、日本は米国を中心とした連合国の提示したポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦が終結した。尖閣諸島は、沖縄の一部である連合国、琉球列島米国民政府の統治下に置かれ、その後、一九五〇年に琉球列島米国民政府及び琉球政府の管理する地域に編入された。

そして、一九七二（昭和四七）年に沖縄返還により、日本政府の管理下に置かれるようになった。

### 3. 海洋強国を目指す中国

#### 3. 1 中国の尖閣諸島侵出

中国が尖閣諸島の領有権を主張し始めたのは、一九七二（昭和四六）年である。その切っ掛けとなったのは、一九六八（昭和四三）年に国連アジア極東経済委員会が、東シナ海の海底を調査し、翌六九年に尖閣諸島近海の海底に埋蔵量豊富な油田がある可能性が高いと発表したことと考えられている。そして、七一年に石油の利権に目を付けた台湾、次いで中国が、尖閣諸島の領有権を主張し始めている。一度、領土的野心に芽生えた中国の動きは留まるところを知らない。一九七八（昭和五三）年四月一二日、日中平和条約の締結に向けての交渉が行われている中、約一〇〇隻の中国漁船が尖閣諸島海域に押し寄せ、領海侵犯及び不法操業を行う事件が起きた。押し寄せた漁船は、いずれも一〇〇トンほどの底びき漁船で、マストに中国国旗を掲げ、一部の船が船首に機銃を装備していた。中国共産党の指示のもと動きであったと推察される。この船団は、一八日までの間、尖閣諸島海域で活動し、この期間に領海侵犯を

した中国船の数は延べ三五七隻となった。

一九九六年七月には、一九九四年に発効した国連海洋法条約に基づき、日本が尖閣諸島周辺海域に排他的経済水域の設定を主張したことに抗議し、「保釣運動」と呼ばれる中国人活動家が領海に侵入し、海に飛び込み溺死する事件が起きている。

二〇〇四（平成一六）年三月二四日には、中国の反日活動組織のメンバー七人が、魚釣島に不法上陸する事件があった。この七人の中国人は、出入国管理法違反の現行犯で、沖縄県警により逮捕され、海上保安庁の巡視船で那覇に連行された。那覇に連行された七人の密入国犯は、二六日に福岡入国管理局那覇支部に身柄を移された。しかし、この七人は、小泉純一郎総理大臣、田中真紀子外務大臣の政治判断の下、超法規措置により拘束されることなく強制退去となり、二六日夜に上海に向けて航空機に乗った。

この対応は、国家の主権を示すことなく譲歩しており、禍根を残すことになった。尖閣諸島問題において日本は、中国に対し弱気になっているという印象を与え、さらに中国が攻撃的になる切っ掛けを与えてしまった。この事件以降、中国船による領海侵犯、不法操業が続くことになっ

た。また、この事件の主犯格の中国人は、二〇〇一（平成一三）年八月に靖国神社の狛犬にスプレーで落書きをする事件を起こし、逮捕歴があった。再犯者に対しても、日本の法に照らした裁きを行わなかったことは、「日本は主権に対する考えが甘い」という認識を与えたのだろう。日本への外交姿勢としては、無理難題を押し通すことが有効であるという基本姿勢を持ったようだ。

そして、二〇一〇年九月七日、尖閣諸島問題における日本政府最大の失策が起きた。海上保安庁巡視船「みずき」が、尖閣諸島周辺の領海内で不法操業している中国漁船を発見し、退去を命じたところ逃走し、追尾した巡視船「よなくに」に体当たりをした。さらに、「みずき」に体当たりをして二隻の巡視船を破損させた。海上保安庁は、この中国漁船の船長を公務執行妨害で逮捕し、海上保安部のある石垣島に連行し取り調べを行った。すると、中国政府は北京在住の丹羽宇一郎大使を呼び出し、「尖閣諸島は中国の領土であり、日本の主権に基づく司法措置は認められない」と激しい抗議を行い、船長・船員の即時釈放を要求した。そして、その抗議に怯んだのか、日本政府は、一日に船長以外の船員を帰国させ、証拠品である漁船も返還し

た。船長の取り調べが始まり拘留延長がされると、中国は日中間の閣僚級の往来の停止、さまざまな会議や交渉の延期などの措置をとった。さらに、二一日には中国本土にいた日本企業「フジタ」の社員四人を「許可なく軍事管理区域を撮影した」として逮捕するにおよんだ。まるで、人質である。そして、中国の圧力に屈するように、九月二四日、

「我が国国民への影響や、今後の日中関係を考慮して、船長を処分保留で釈放する」と那覇地検が発表し、中国人船長は、中国へと帰国した。当時の菅直人総理大臣、前原誠二外務大臣、仙谷由人官房長官は、検察の判断として黙認する姿勢を見せた。しかし、検察の「日中関係を考慮して」との発言などから、政府の指示であつと考えるのが一般的である。通常、検察が外交関係への配慮や政治への影響を鑑み判断を下すことはない。

この尖閣諸島における日本の主権を捨てた行為は、中国の海洋侵出、尖閣諸島侵略に拍車をかけることになった。この時の民主党政権の対応が、尖閣諸島問題における中国の主張を強化する一助となつてしまった。

二〇一二年四月には、日本政府民主党政権の主権を軽んじる政策に業を煮やした東京都の石原慎太郎知事が、「尖

閣諸島は東京都が買って、東京都が守る」と発言し、寄付金を募り、一五億円を超える浄財が寄せられ、尖閣諸島購入に向けて動きだした。すると、東京都の動きに動揺した政府は、地主に東京都予算以上の金額を提示し、国が買い取ることにした。この政府の流れも中国政府の意に沿い動いたと考えられている。

政府が買い取り、国有地化して以後、政府は一部の国家公務員以外の尖閣諸島の上陸を禁止している。現在の尖閣諸島は、無人島であり、政府の管理が及んでいるとは言えない。周辺海域を海上保安庁が警備しているのが、島自体を管理している証は、魚釣島に小さな灯台があるだけである。現状では、尖閣諸島が日本の施政下にあると明確に判断することは難しい。

### 3. 2 拡大する中国海警による脅威

日本政府は、中国の外交圧力に屈しながらも平行して海上保安庁による尖閣諸島警備強化を進めた。二〇一二(平成二四)年二月、大型巡視船一四隻、海上保安官六〇〇人(定員)による尖閣専従部隊を創設し、尖閣諸島の主権の確保を海上保安庁に被せる施策を取った。尖閣諸島専従部隊の

警備能力は高く、中国の侵攻を食い止めるかに思えた。しかし、中国は次なる手に打って出た。

二〇一三年三月、四つの海上法執行機関を統合して、海警と呼ばれる「中国海警局」を設立。さらに二〇一八年七月には、中央軍事委員会の一元的な指導を受ける「人民武装警察（武警）」の隷下に編入し、人民解放軍と連携する準軍事機関となった。二〇一八年の組織改編にあたり、中国海警局の主要幹部は、海軍出身者が任命され、多くの海軍の退役駆逐艦などが、海警に引き渡され人員及び装備も人民解放軍に近いものとなった。

二〇二二（令和四）年末時点で、中国海警局が保有する一〇〇〇トン以上の船の数は、一五七隻であり、海上保安庁の七一隻の二倍以上の大型船を持つ。中国海警局の巡視船の多くは武装し、七六ミリ砲を搭載している船舶も多い。海上保安庁の巡視船に搭載されている砲で最大のもは四〇ミリ砲であり、その能力には各段の差がある。今年六月以降に尖閣諸島周辺海域に表れた中国海警船は、毎回四隻ほどであり、そのほぼ全てが武装している。対抗する海上保安庁は、通常、中国海警の三倍の船舶数で対処している。海保にとって日本の海を守るにあたって人員、船舶

数等において厳しい状態が続いている。

### 3. 3 台湾の尖閣領有権の認識

二〇〇八年から二〇一六年まで、二期八年間、台湾総統に就任していた馬英九氏は、尖閣諸島の領有権は台湾にあるとの主張をしていた。中国との関係における兩岸政策においても、二〇〇八年に、中国との間で通信、通商、通航を直接開放する「三通」を実行した。この台湾の自立性を危うくする政策に対し、二〇一四年には海峡兩岸サーピス貿易協定に反対する大学生などが立法院を占拠する事件を起こすなど、馬英九大統領の支持が低迷するようになっていた。馬英九は、総統になる前の二〇〇五年に「釣魚島の奪回のために、日本とは一戦を交えることもいとわない」と発言し、日本に領土交渉を求める姿勢を見せていた。

馬英九氏とは反対に、台湾の李登輝元総統は、度重なる中国の尖閣諸島侵入に関し、沖縄タイムス二〇〇二年五月二四日朝刊に掲載されたインタビュー記事の中で「尖閣諸島の領土は沖縄に属しており、結局日本の領土である。中国がいくら領土を主張しても証拠がない。国際法的に見て何に依拠するのか明確でない」と発言し、尖閣諸島を日本

の領土と認識していることを明らかにした。同時に李登輝氏は、日本の政府が与那国島近海や尖閣諸島周辺海域から台湾漁民を締め出し、台湾人による漁業を認めていないことに抗議をしている。

李登輝氏の意見を受け、日本国政府は台湾側の要望に聞く耳を設け、尖閣諸島問題がエスカレーションさせない方針を模索した。台湾北部の人々は、領土問題よりも漁業海域の獲得を優先に考える人が多かった。特に尖閣諸島に近い漁業都市「蘇澳鎮（市）」では、東シナ海南部の海域の日本の排他的経済水域内におけるマグロ漁を熱望していた。そこで、蘇澳鎮長（市長）と尖閣諸島を行政区に持つ石垣市長との間の交渉などを経て、外務省主導のもと、二〇一三年「日台漁業取り決め」が締結された。この協定は、台湾を日本政府が国家として認めていないことから財団法人交流協会と亜東関係協会との間で民間合意の形を取り締結されているが、実質的には国家間の協定にあたるものである。台湾に一定の漁業海域を認めると同時に、台湾側は暗黙の了解事項として尖閣諸島への対処において日本側の立場に配慮している。

## 4. 尖閣諸島防衛

### 4. 1 尖閣諸島の主権を示す動き

安倍晋三内閣総理大臣は、二〇一二（平成二四）年二月、第二次安倍内閣発足にあたり、尖閣諸島の公務員常駐を明言したが、七年九か月の在任期間、その公約ともいえる発言を実効することはできなかった。

続く菅義偉内閣においても、尖閣諸島の管理に踏み出すことはできなかった。しかし、菅内閣の後期となる二〇二一（令和三）年夏、政府は、中山義隆石垣市長と東海大学山田が提案していた石垣市による尖閣諸島海洋調査に対し理解を示し、「地方行政が国内法、国際法を順守して行う活動を抑止することはできない」と黙認するとともに、二〇二二（令和四）年一月の調査活動実施時には海上保安庁による警備を指示した。

尖閣諸島を行政区域に持つ石垣市の中山義隆市長は、中国船の侵入により領土が脅かされるとともに、地元漁業者の安全操業が阻害されている状況の改善を求めている。中山氏が海洋安全保障に着目したのは、二〇〇四（平成

一六）年、中国の漢級原子力潜水艦が石垣島周辺の領海内を潜航し通過する事件があった時である。潜水艦が潜航したまま他国の領海を通過する行為は、国際法で禁じられた行為である。この危険な行為に対し、政府の対応は後手に回り、中国潜水艦が領海を通過した後に、海上警備行動が発令されている。また、当時の大浜長照石垣市長は反応を示さず、中山氏は中国の脅威を切実に感じた。二〇〇六（平成一八年）年石垣市議に当選、二〇一〇（平成二二）年石垣市長に当選し、市民の安全を守る政策を実行している。

二〇二三（令和五）年には、陸上自衛隊石垣駐屯地が開設され、八重山諸島防衛の要が設置されている。

二〇二二（令和四）年の石垣市の尖閣諸島海域海洋調査は、東海大学に委託され、同大学の海洋調査研修船「望星丸」（二二七四国際総トン）を使い、魚釣島周辺において海水の採取による成分分析などの基礎的な海洋調査と、魚群探知機を使った魚影調査などが行われた。この調査に対し、二隻の中国海警船が領海に侵入し、調査の妨害を行おうとしたが、海上保安庁巡視船により厳格な警備が行われ、調査が実行された。望星丸に乗船したのは、中山石垣市長と数名の市議会議員と調査研究員、約四〇名であった。

石垣市では、二〇二三年二月に第二回尖閣諸島海域海洋調査を行った。委託先は東海大学であるが、外部の民間の作業船を備船し前回同様の調査を行った。今回は、民間により初めてドローンにより魚釣島を撮影した。鳥の上空を飛行する許可は下りなかったため、魚釣島南岸の海岸線に沿って撮影を行った。

二〇二四年四月の第三回尖閣諸島海域海洋調査では、継続して基礎的な海洋調査を行うとともに、魚釣島北岸のドローンによる撮影と調査を行った。今回は、島の内陸部の上空までドローン飛行が許可され、島から緑が消えている状況と、草木の減少に原因と考えられているヤギの生態が記録された。また、五人の国会議員が乗船し、尖閣諸島の実情を見分し、国政の場において安全保障の充実を目指す狙いがあった。乗船した国会議員は、自民党の「尖閣諸島の調査・開発を進める会」の稲田朋美衆議院議員、桜田義孝衆議院議員、山田宏参議院議員、青山繁晴参議院議員と、日本維新の会の和田有一朗衆議院議員であった。

三回の調査において判明したことは、魚釣島の緑が減少し、生態系が壊れ始めていること、漂着ゴミが多く散乱していること、尖閣諸島周辺の水産資源は数か所に固まって

存在していることなどである。

中国政府や中国メディア多くは、石垣市が行う尖閣諸島海洋調査に反応は示さず黙殺している。中国国内では、尖閣諸島は中国が管理しているかのように報じられている。今さらの日本の管理の様子を伝えることは許されないのだ。日本政府が直接行う行為以外は、過度に反応しないのが中国の方針のようである。

#### 4. 2 尖閣諸島の主権を確保する提案

実際に現在の尖閣諸島に管理状況では、日本の施政下にあると断言することは難しい。

実効支配体制を確立しなければ、尖閣諸島に攻勢をかけている中国に対抗することが困難である。中国はサラミ戦術とよばれるじっくりと時間をかけ、尖閣諸島周辺海域における日本の主権を侵食し続けている。早く中国の動きに歯止めをかけなければ、南シナ海のように中国の支配体制に組み入れられることになるだろう。また、台湾に有事を未然に防ぐためにも、尖閣諸島から中国の力を遠ざける必要がある。

二〇二四年八月、メキシコ国籍の男性がシーカヤックで

与那国島から台湾に渡航しようとしたところ、海流に流され魚釣島に漂着した。この男性は、海上保安庁に保護され、取り調べを受けている。海保は、主権の下、法執行をしたのであるが、本件に関し中国は、強い反応はしていない。中国は、民間の動きや国家規模にならない小規模の案件は黙殺しているのである。中国の動きに対抗するためには、国ではなく、石垣市のような地方行政組織や民間の研究機関が動くことが有効のようだ。

政府としては、国際社会の同調を得て、尖閣諸島の領土を保全し、国家の主権を確固たるものにする方策を講じる組織を支援すべきである。

これまで、石垣市がおこなった三回の調査の結果、生態系を保全することが尖閣諸島にとって急務であることが分かった。生態系の保全計画を策定するためには、上陸しての实地調査が必要である。しかし、政府は、中国政府を刺激することを恐れ、何人たりとも上陸を認めない方針である。

日本による尖閣諸島の管理が国際的に認知されるためにも、米国をはじめとした国際社会の協力を得て、多国籍の研究者を集め、国際調査団による環境調査、生態系調査を

行うことが有効であると考える。その場合には、台湾に対する十分な説明も必要である。環境という、世界が注目し、異を唱えることの難しい分野において、国家の主権を行使するのである。

国家の主権は、武力、警察権だけで守られるのではない。学術活動や知的活動などにおいて、日本という主権国家の力を示すのである。

この計画は、政府が尖閣諸島への民間人の上陸を許可することに於いて可能となる。国は、今こそ、決断を下すべきと考える。

英知をもつて、領土を守り、国民を守り、主権を守るのである。

## 終わりに

本論は、公益財団法人国家基本問題研究所において学んだ主権国家としての役割を果たすために、実現可能な施策を提示したものである。この考え方の根幹には、櫻井よしこ理事長、故田久保忠衛前副理事長、故屋山太郎理事、故伊藤隆理事を始めとした叡智にあふれた師による教えがあ

る。お教をいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。また、紀要の出版に尽力された大岩雄次郎評議員、事務局の皆様へ感謝申し上げます。師の教を海洋の世界に応用し、実践して行くことが私に与えられた役割であると考へています。まだまだ、未熟であり、稚拙な論の展開であるが、今後も精進し国家の主権を守る活動に貢献したいと願うものである。

## 参考文献

- 外務省ホームページ「日本の領土をめぐる情勢」尖閣諸島情勢の概要
- 海上保安レポート 二〇二四年版、二〇二四
- 防衛白書 令和六年、二〇二四
- 東京都尖閣諸島現地調査 調査報告書、二〇二二、東京都
- 石垣市尖閣諸島デジタル資料館ホームページ
- 沖縄開発庁総務局、尖閣諸島調査報告書 昭和五四年一〇月、一九七九
- 平成三十年度内閣官房委託調査、「尖閣諸島に関する資料調査報告書」、二〇一九、株式会社ストリームグラフ
- 屋山太郎（一社）日本戦略研究フォーラム、「習近平の『三戦』を暴く!!・尖閣諸島はこうして盗られる」、二〇一七、海竜社
- 田久保忠衛、「日本の領土 そもそも国家とは何か」、一九九九、P H P 研究所
- 山本皓一、「中国・ロシアに侵される日本領土」、二〇二二、小学館

鶴田順、「海の安全保障と法」、二〇二四、信山社

村田忠禧、「日中領土問題の起源・公文書が語る不都合な真実」、

二〇一三、花伝社

坂本茂樹、「侮ってはならない中国・いま日本の海で何が起きている

のか」、二〇二〇、信山社新書

山田吉彦、「日本の領土と国境 尖閣・竹島・北方四島問題を解決す

る」、二〇二二、育鵬社

山田吉彦、「日本の国境」、二〇〇五、新潮社

山田吉彦、「日本国境戦争」、二〇一一、ソフトバンク新書

日本経済新聞 二〇二一年一〇月九日朝刊

沖縄タイムス 二〇〇二年五月二四日朝刊

沖縄タイムス 二〇二四年八月一八日朝刊